

九州大学特任教授等称号付与基準

平成16年度九大規則第77号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和3年4月27日
(令和3年度九大規則第24号)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、この基準に定めるところにより、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教（以下「特任教授等」という。）の称号を付与することができる。

第2条 特任教授等の称号は、次の各号のいずれかに該当する者で本学の教授、准教授、講師又は助教と同等以上の教育又は研究能力を有すると認められ、かつ、本学の教育又は研究推進のために特に必要と認めるものに付与するものとする。

- (1) 学術推進職
- (2) 学術研究員
- (3) 特別教員

第3条 特任教授等の称号の付与については、次の各号に掲げる称号に応じて、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特任教授 受入部局等（以下「部局等」という。）の教授会又は運営委員会等の議に基づく部局等の長の申し出により、人事委員会の審査を経て総長が付与するものとする。
- (2) 特任准教授、特任講師又は特任助教 部局等の教授会又は運営委員会等の議に基づく部局等の長の申し出により、総長が付与するものとする。

第4条 特任教授等については、文書にその旨を明記して、本人に通知する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第22号）

この規則は、平成17年10月21日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成18年度九大規則第90号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第46号）

この規則は、平成22年2月1日から施行し、改正後の九州大学特任教授等称号付与基準第3条の規定は、平成22年4月1日付けの称号付与に係る審査手続から適用する。

附 則（平成22年度九大規則第42号）

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第2条第2号及び第3号を削る改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日以前から特任教授等の称号を付与されている流動教員で、平成23年4月1日以後も引き続き本学において流動教員として研究に従事するものについては、この規則による改正後の第2条の規定にかかわらず、特任教授等の称号を付与することができるものとする。

附 則（平成25年度九大規則第57号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第71号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第24号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。